

(施行日：令和元年 12 月 27 日)

身体的拘束適正化のための指針

社会福祉法人相生会

特別養護老人ホームあかしあ荘

特別養護老人ホームサテライトあいおい

グループホームあいおい

1 身体的拘束適正化に関する当施設の基本的考え方

身体的拘束は、入所者並びに入居者（以下「入所者」という。）の生活の自由を制限するものであり、入所者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設並びに当事業所（以下「施設」という。）では、「介護保険指定基準において身体的拘束禁止の対象となる具体的行為」として示されているものに限らず、行動を制限する目的で実施するすべての行為を「拘束」と位置づけ、入所者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束適正化に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

（参考）介護老人福祉施設の人員・設備及び運営の基準

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。

- 1) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- 3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

2 身体的拘束適正化に向けた体制

（1）身体的拘束適正化委員会の設置

施設では、身体的拘束の適正化に向けて、身体的拘束適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

① 設置目的

- ・施設内の身体的拘束適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体的拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体的拘束を実施した場合の解除の検討・判断
- ・身体的拘束適正化に関する職員全体への周知
- ・身体的拘束適正化に関する研修の企画・運営

② 委員の構成と役割

- ・委員会の委員は、施設長並びに管理者（以下「施設長」という。）・事務長・生活相談員・介護支援専門員・介護士・看護師・栄養士又は調理師をもって構成し、委員の互選により委員長を選出します。

なお、認知症対応型共同生活介護事業所においては、施設長・計画作成担当者・介護士をもって構成し、委員の互選により委員長を選出します。

- ・委員の期間は1年間とします。
- ・施設長は、①の事項の最終的な意思決定を行う役割を担います。

③ 委員会の開催

- ・委員会は定期的に開催します。(最低3か月に1回以上)
- ・必要時は随時開催します。
- ・生命の保護等の観点から緊急に身体拘束を実施する必要が生じた場合は、委員会の開催を待たず、各委員の意見を聴取したうえで、施設長が可否を判断し、実施後速やかに委員会で再検討します。

3 身体的拘束適正化のための職員研修

施設のすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの実施を目的とした職員教育を行います。

(1) 職員研修の企画及び運営

- ・職員研修の企画及び運営は、委員会を中心として行います。

(2) 職員研修の目的及び実施回数

- ・定期的な教育・研修(年2回)の実施
- ・新任者に対する人権を尊重したケアの実施を目的とした研修
- ・その他必要な教育・研修の実施

4 身体的拘束適正化のための日常的ケアの方針

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に次のことに取り組みます。

- ・入所者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ・言葉や応対等で入所者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ・入所者の思いをくみとり、入所者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応に努めます。
- ・入所者の安全を確保する観点から、入所者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行いません。なお、やむを得ず安全確保を優先する必要が生じた場合は、委員会において慎重に検討します。
- ・その必要性を検討しないまま、安易に「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら、入所者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

5 やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

入所者本人又は他の入所者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、委員会を中心に充分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないことによるリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の例外三要件の全てを満たした場合のみ、入所者本人又は契約者への説明同意を得て行います。

また、身体拘束を行う場合は、その状況について経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努めます。

(参考) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

- ① 切迫性:利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性:身体拘束及びその他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 一時性:身体拘束及びその他の行動制限が一時的なものであること

入所者本人又は他の入所者の生命身体を保護する為、措置として緊急やむを得ず拘束を行わなければならない場合は、次の手順に従って実施します。

① カンファレンスの実施

やむを得ず身体拘束の実施を検討せざるを得ない状況になった場合、委員会の委員をはじめ関係者が集まり、拘束による入所者の心身損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の三要素全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討したうえで、入所者本人又は契約者に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討を早急に行い、早期の廃止に向けて努めます。

② 入所者本人や契約者への説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、充分な理解が得られるよう努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお必要とする場合については事前に契約者に対して行っている内容と継続の必要性、入所者の状態等を確認・説明し、同意を得たうえで実施します。

③ 記録と再検討

身体拘束に関する記録は基準上義務付けられており、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法について隨時検討します。

身体拘束に関する記録は、5年間保存します。

④ 拘束の解除

切迫性等のやむを得ない状況が認められなくなり、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その際には、契約者に報告します。

なお、身体拘束中に改善の兆候がみられ試行的に身体拘束を中止する場合がありますが、数日以内に同様の対応で再度身体拘束が必要となった場合は、契約者に連

絡し経過報告を行うとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命及び身体の保護の観点から同様の対応を実施することになります。

6 入所者等に対する当該指針の閲覧及び記録の開示

当該指針については、入所時に説明するほか、入所者本人及び契約者から要望があれば、いつでも閲覧に応じると共に、施設のホームページにも公表し、入所者等及び契約者が自由に閲覧できるようにします。

また、身体拘束に関する記録については、対象入所者本人又は契約者からの請求により開示します。

7 指針の見直し

見直しは、毎年度末に行う。

ただし、年度末以外に見直しの必要性が生じた場合には、隨時見直す。